

写

議案第十二号

三朝町身体障害者医療費助成条例の設定について

次のとおり三朝町身体障害者医療費助成条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町身体障害者医療費助成条例

(目的)

第一条 この条例は、身体障害者の医療費を助成することにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もつてその福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「医療費受給者」とは、町内に住所を有する者で身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が三級又は四級として記載されている者のうち、本人又は扶養義務者の前年の所得に対して所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定による所得税の納税義務を有しない者をいう。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けている者、老人福祉法（昭和四十八年法律第三百三十三号）第十条の二の規定による老人医療費の支給を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例（昭和四十八年条例第三十四号）第二条第一項の規定により助成を受ける者を除く。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）
- 四 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 六 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）
- 七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）
- 八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（助 成）

第三条 町長は、第二条第一項の規定による者が療養又は医療を受けたときは、当該療養又は医療に要する費用のうち社会保険各法その他の法令の規定により、被保険者が負担することとなる医療費（社会保険各法に規定する附加給付金があるときは当該給付金の額に相当する額を控除した額）の二分の一の額を助成する。

2 この条例によつて助成を受ける期間は、第二条に該当した日の属する月の翌月に始まり、該当しなくなつた日の翌日をもつて終る。

(助成方法)

第四条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院、医院若しくは診療所等の発行する被保険者等の支払つた医療費の領収書に基づいて、被保険者等に支払うことによつて行ふ。

(医療費の請求)

第五条 前条の規定により医療費の助成を受ける者は、医療費請求書に支払つた医療費の領収書その他規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

(損害賠償との調整)

第六条 町長は、医療費の受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(医療費の返還)

第七条 町長は、偽りその他不正の行為によつて医療費の助成を受けた者があるときは、そ

の者からすでに助成した医療費の全部を返還させなければならない。

(規則への委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。